社会福祉法人 トラムあらかわ

自立生活援助 ホームとらむ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人トラムあらかわが開設するとホームとらむ(以下「事業所」という。)が行う指定自立生活援助の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者に対し、適正な指定自立生活援助を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、利用者の意向、適正、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うよう配慮して行うものとする。
- 2 事業の運営に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 ホームとらむ
- 二 所在地 東京都荒川区町屋 5-5-12 ホームとらむ

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。

管理者は、従業員に、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年東京都条例第55号。以下「指定基準条例」という。)の指定自立生活援助の運営に関する基準に 関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

二 サービス管理責任者 1名(常勤)

サービス管理責任者は、指定基準条例第192条の20で準用する同条例第54条に定める自立生活援助計画の作成の業務のほか、利用申込者の心身の状況、他の指定障害福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行うものとする。

三 地域生活支援員 1名(常勤 1名、非常勤 1名) 地域生活支援員は、適切な自立生活援助の提供を行う。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 毎日
- 二 営業時間 10 時~20 時

ただし、ホームとらむシフトに準ずる。

(指定自立生活援助の提供方法及び内容)

第6条 事業所が行う事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況、その置かれている環境 及び縫い地上生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サ ービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活 を営むために必要な援助を行う。
- 二 利用者からの通報があった場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等による状況把握を行う。
- 三 前号の状況把握を踏まえ、利用者の家族、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関 その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じる。
- 四 利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保する。

(利用者から受領する費用の種類及びその額)

- 第7条 指定自立生活援助を提供した際は、区市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者から当該 指定自立生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとし、利用者から受領した額以外については、 各区市町村から代理受領するものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定自立生活援助を提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 3 第8条に定める通常の実施区域を越えて行う指定自立生活援助に要した交通費は、その実額を徴収する。
- 4 前3項の費用の額の支払を受けた場合は、領収書を交付する。
- 5 第3項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者等にサービスの内容及び費用について 説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 6 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して、使途、額及び理由を事前に文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、荒川区域内とする。

(事業の主たる対象者)

第9条 事業の主たる対象者とする障害の種類を次のように定める。

精神障害者

知的障害者障害者

難病等対象者

身体障害者

(虐待の防止のための措置)

- 第10条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止のため次の措置を 講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催及びその結果について職員への周知 徹底
 - (2) 虐待防止マニュアル及び身体拘束等の適正化の指針の整備
 - (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
 - (4) 成年後見制度の利用支援
 - (5) 苦情解決体制の整備
 - (6) 前5項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

(その他運営についての重要事項)

- 第11条 指定自立生活援助事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、 また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後6カ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。令和2年1月1日一部変更令和3年3月1日一部変更令和4年3月25日加筆修正